

○北福島医療センター入院患者面会規程

令和 8 年 6 月 1 日
北福島規程第 2 号

北福島医療センター入院患者面会規程を次のように定める。

（目的）

第 1 条 本規程は、入院患者の療養環境の維持及び安全確保を図るとともに、患者と家族等との交流機会を適切に確保するため、面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 北福島医療センター（以下「当院」という。）は、患者の人権及び尊厳を尊重し、感染対策その他正当な理由がない限り、入院患者への面会を不当に制限しないことを基本方針とする。

2 面会は患者の心理的安定及び療養意欲の維持に重要な役割を果たすことを踏まえ、必要最小限の制限にとどめるものとする。

（面会時間）

第 3 条 面会時間は、毎日午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 病棟責任者は、患者の病状又は診療上の必要その他正当な理由があるときは、面会時間を変更し又は面会を制限することができる。

（面会手続）

第 4 条 面会者は、来院時に検温、手指衛生及びその他当院が定める感染対策上の措置を講じるとともに、所定の面会手続きを行わなければならない。

2 面会者は、当院が交付する面会許可証を着用するものとし、面会終了後は速やかにこれを返却しなければならない。

（面会場所）

第 5 条 面会場所は、病室又は当院が指定する面会に供する場所（以下「面会スペース」という。）とする。

2 感染対策又は療養環境の維持のため必要がある場合は、当院が面会場所を指定し又は変更することができる。

（面会人数及び時間）

第 6 条 1 回の面会時間は、30 分以内とする。

2 同時に面会できる人数は、患者の療養環境及び病室の状況を考慮し、必要最小限とする。

（面会者の遵守事項）

第 7 条 面会者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 感染症予防用マスク（不織布製のものに限る。）を適切に着用すること。

- 二 手指衛生を適切に実施すること。
- 三 面会中の飲食を行わないこと。
- 四 他の患者の療養環境を損なう行為を行わないこと。
- 五 当院職員の指示に従うこと。

（面会の制限及び禁止）

第8条 当院は、次の各号のいずれかに該当する場合において、面会を制限し又は禁止することができる。

- 一 感染症の流行等により、患者、家族又は職員の安全確保が必要な場合
 - 二 患者本人に感染症が疑われる場合
 - 三 患者本人が重篤な状態にあり、常時医師による監視及び管理を要する期間、その他医療上の理由により面会が困難な場合
 - 四 治療上又は療養上の理由により面会制限が必要な場合
 - 五 その他当院病院長（以下「病院長」という。）が必要と認めた場合
- 2 前項の面会の制限又は禁止を行う場合は、その理由及び内容について、患者又は家族に説明するよう努めるものとする。
- 3 当院は、前々項の規程により面会を制限又は禁止する場合、必要に応じてオンライン面会（当院が管理する情報通信機器を用いた映像及び音声の送受信により相手方の状態を確認しつつ行う面会をいう。）その他の代替手段を検討するものとする。

（年少者の面会）

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に就学するまでの間の者（以下「未就学児」という。）の面会は、原則として認めない。

- 2 前項の規定にかかわらず、未就学児であっても次の各号のいずれかに該当し、かつ、主治医が認めた場合は、面会を許可することができる。
- 一 患者が、適切な医療並びにケアを受けても回復の見込みがない状態（以下「終末期」という。）等となり、家族の面会が特に必要と認められる場合
 - 二 患者又は家族に特別な事情がある場合
 - 三 その他病院長が必要と認めた場合

3 前二項の規定にかかわらず、感染対策上の必要から、病棟ごとに面会制限を別に定めることができる。

（特別面会）

第10条 患者が終末期にある場合、病状急変時その他特別な事情がある場合は、前各条の規定にかかわらず、主治医又は病院長の判断により、面会を認めることができる。

（相談窓口）

第11条 面会に関する相談は、地域医療連携室入退院支援担当者又は病棟看護師が対応するものとする。

（周知）

第12条 当院内の病棟、受付及び面会スペース等で見やすい場所に、この規程を掲示するとともに、入院時説明書及び当院ホームページ（世界規模の高度情報通信ネットワー

クであって、互いに独立した情報通信ネットワークが特定の通信規約により相互に接続されたものを利用したものをいう。)に掲載し、周知を図るものとする。

(見直し)

第 13 条 この規程は、感染症の流行状況、医療提供体制その他社会情勢の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 前項の見直しに当たっては、必要に応じて患者及び家族の意見を反映させるよう努めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。